

平成 24 年 11 月 30 日（金）

## 仙台市防災会議原子力防災部会 第 2 回作業部会 計画の基本方針（案）

### 1. 計画の目的

本計画は、福島原子力発電所の事故の経験から、原子力発電所に事故が発生した場合には広域に影響が及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害が発生した際の放射性物質の影響に対する仙台市民等の安全・安心を確保することを目的とする。

### 2. 計画の基本方針

資料 1 の基礎情報の分析から導き出される基本方針を整理する。

#### （1）計画の対象者について

市内には市民のほか、多くの訪問者が集まっている。また、災害発生時には女川原発周辺地域などから多くの避難者が集まることが予想される。これらの市内にいる可能性のある全ての方を対象に計画を立てることが求められる。



##### 【方針 1】

**仙台市民**はもとより、**通勤、通学、業務、買物、観光**など様々な目的で来仙している**来訪者、他市町村からの避難者の安全・安心を確保**

#### （2）計画の優先事項について

●福島の事故の経験から、本市においても放射性物質の拡散により市民等の健康等に影響があるおそれがある。市民等の健康に直結する対策を最優先に検討する必要がある。



##### 【方針 2】

**大気中の放射線量、飲料水、食料品の安全性の確保のための対策等、市民等の健康に直結する対策を優先的に整備**

●福島の事故では、災害の状況が分からないこと、対策の決定が住民等に適切に伝わらなかったことが課題として指摘されている。適切な対策を速やかに実施するため、情報の収集と伝達に関する対策が重要となる。



##### 【方針 3】

**国、県、電力事業者、放送局等との多重化された連絡体制を構築し、市民等への迅速・確実な情報伝達を実現**

### (3) 対応体制について

- 福島での事故後、その教訓を踏まえて対策の基準値等に関する議論が行われているところである。今後の動向も含め国の検討状況を踏まえて対策の検討が求められる。



#### 【方針4】

空間放射線量等の**基準値**、**規制値は国等の定めるものによる**（追加被ばく放射線量 1 mSv/年, 0.23  $\mu$ Sv/h など）

- 国では、新たに3段階での対応体制をとるための判断基準（緊急時対応レベル）を検討中である。これまでの特定事象、原子力緊急事態との関係も考慮しながら、災害の規模や重大さのレベルに応じた段階的な対応を検討することが求められる。



#### 【方針5】

原子力災害対策は、**重大なトラブル**、**特定事象**、**原子力緊急事態宣言発出の3つの事象レベル**に応じて必要な体制構築と各種対策を講じる

- 福島での事故では当時の計画範囲である10kmを越える地域では準備不足による混乱が発生した。施設からの距離に応じて想定される影響について、事前に対策を検討することが必要である。



#### 【方針6】

**緊急時に迅速**、**適切に対処できるように**、**平常時に必要な準備・対策**を講じる

### (4) 想定事象について

- 福島での事故での放射性物質による影響は250km以上にまでに及んだことが指摘されている。最も近い東北電力女川原子力発電所での事故に加え、他の原子力発電所の影響も考慮することが必要である。



#### 【方針7】

本市に最も近い**東北電力女川原子力発電所の事故**を想定しつつ、**その他原子力施設の事故により影響が全国レベルに及んだ場合にも対応できるように対策**を講じる

- 福島での事故では、複合災害の対策が不十分であったため、被害が大きくなったと指摘されている。また、事故後にはテロ等への対応の重要性も認識されている。そのため、通常の想定を超える事象に対しても国の検討を踏まえつつ事前に考慮することが求められる。



#### 【方針8】

想定する事故は、**原発の単体事故**、**自然災害との複合事故**、**テロ・武力攻撃による事故**